

奈良県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年五月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀内 かず子	葛城市南花内一三二	
〃	堀内 久登	〃	五六
〃	津山 棟子	〃	三〇
〃	堀内 芳子	〃	三
〃	堀内 栄子	〃	二一
監事	津山 多美子	〃	五二―二
〃	堀内 典子	〃	五一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	花井 義明	葛城市南花内五二	
〃	山本 周尚	〃	四七
〃	後岡 ユキエ	〃	二八―五
〃	堀内 毅一	〃	五四―一
〃	松田 登	〃	一九
監事	松村 妙子	〃	一六
〃	西川 真紀	〃	六五―三